

平成28年熊本地震に伴う り災証明書について



「平成28年熊本地震」により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行しています。

なお、市では住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」の証明が必要でないものについても「り災証明書」として発行しています。

証明が必要な人は、証明願様式に必要事項を記入し、持参ください。

証明申請・発行場所

資産税課（千丁支所1階）、千丁支所を除く各支所地域振興課（坂本・東陽・泉）、鏡支所は市民環境課、日奈久出張所

証明願様式配布場所

証明申請・発行場所のほか、各出張所、各公民館にも準備してあります。

また、市ホームページからもダウンロードできます。

受付時間

開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

申請に必要なもの

①り災証明願（申請書）

※被害地の市政協力員の副申（確認印）が必要

②被害状況が確認できる写真

③印鑑

発行手数料

無料

発行までの期間

●原則、写真などの確認により即日発行が可能なもの

①家屋の被害程度（半壊、大規模半壊、全壊）の区分の証明が不要なもの

②家屋の被害の程度が「二部損壊」（半壊に至らない）のもの

③被害がカーポートや倉庫、門扉、車、家財、テレビなどの電化製品などで家屋以外のもの

●被害状況確認のため、家屋調査を実施した上で後日発行となるもの

①家屋の被害程度（半壊、大規模半壊、全壊）の区分の証明が必要なもの

その他

窓口申請は代理人でもできますが、免許証などで窓口に来た人の本人確認をします。

問合せ

資産税課 ☎ 334108

災害相談窓口 ☎ 455283

6月1日～7日は水道週間 「じゃ口から安全とどけ 未来まで」



水道週間は、健康で文化的な生活やさまざまな社会活動を支える水道について、国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展に資することを目的として毎年実施されています。

今回の熊本地震により熊本市で最大32万6873戸が断水するなど、各地の上水道に多くの影響が出ました。

本市においては上水道配水管に大きな被害はなく広域な断水は発生しなかったものの、強い揺れによる水源地の井戸の濁りにより、一部地域で濁水が発生するなどの影響がありました。

震災後、急に上水道料金が高くなった場合は各ご家庭の配管において漏水が発生している場合があります。気になることがあれば市水道局までお問い合わせください。

市水道事業の平成26年度末の給水区域内普及率は58%です。市水道局では平成21年4月に「八代市水道事業ビジョン」を策定し水道水の安定供給と経営の健全化に努めていますが、全国でも極めて稀な豊富で清浄な地下水を有する八代平野では、未だ給水区域内の4割以上の方が自家用井戸を使っています。

市上水道の水源地はすべて地下水です。市内5か所の水源地の井戸から地下水をくみ上げ、塩素消毒して送っています。水道局では、毎年「水道水質検査計画」を策定し、水質検査を定期的に行い、水質管理に万全を期しています。厚生労働省水質基準項目

すべてをクリアする安全でおいしい水です。

私たちの暮らしにとって、水は生活や産業の基盤です。特に地下水はみんなで守り使う地域の発展に欠かせない貴重な資源です。水道事業では毎年配水管・給水管の漏水調査を計画的に行い、漏水の早期発見・早期修理を行うことによって貴重な資源の有効利用に努めています。

水道事業では、上水道未整備地区に新しく水道管を埋設したり、古くなった施設などの更新を行っています。また幹線配水管の2系統化や老朽化した配水管・給水管の更新などを図りながら、地震などの災害に強い水道づくりを進めています。

このような事業の費用や水を送るために必要な電気代、薬品代、職員の人件費などの必要経費は、全てお客様から頂いている水道料金でまかなわれています。

水道局では徹底した経費削減を行い、安価な水道料金の維持に努めています。徴収コスト削減のため、料金のお支払いは便利な口座振替をお勧めしています。

台風などで停電した場合、自家用井戸は使えません。しかし、上水道は、各配水施設に自家発電装置を備えているため、非常時でも断水することなく供給できます。

上水道の使用をご希望される人は、水道局までご連絡ください。

問合せ 水道局 ☎ 32-7194